

## 芦屋市指定文化財（三好長慶山論裁許状（附、挟板））について

### 1 指定区分

芦屋市指定有形文化財

### 2 指定年月日

平成3年12月6日

### 3 名称（よみ）

三好長慶山論裁許状（附、挟板）

（みよしながやすさんろんさいきょじょう（つげたり、はさみいた））

### 4 員数

1幅

### 5 所有者

芦屋市

### 6 所在地

芦屋市立美術博物館（芦屋市伊勢町12番25号）

### 7 年代

永禄3年（1560年）

### 8 概要

本資料は、本市で現存が確認されている最古の古文書で、永禄3年（1560）11月21日付けで、摂津下郡の郡代であった三好日向守長康から芦屋庄（芦屋村・打出村）に発給された文書です。

当時の芦屋庄では、山の境界や利用方法をめぐって、しばしば本庄<sup>(1)</sup>や西宮社家郷<sup>(2)</sup>と山論（＝山地の帰属を巡る論争）が起きました。当時の農民たちにとって、山の資源は農業や日常生活に直接関わる非常に重要な資源であり、それを侵されることは、村の存続をも左右する重要な問題です。史料上で最初に確認できる当地方の山論は、明応7年（1498）に打出村と西宮との間で起こったとされているものですが、中世末から近世の半ばにかけてこのような争いが繰り返されました。

天文24年（1555）、芦屋庄の百姓たちが、持山を本庄と西宮に横領されたことを、その当時畿内をほぼ制圧していた三好長慶に訴え出ましたが、長慶の裁許に不満を抱いた芦屋庄の百姓たちは逃散<sup>(3)</sup>しました。

弘治3年（1557）に摂津下郡の郡代であった三好日向守長康が、本庄の横領をと

どめる裁許状を与えましたが、村民は本庄のみの裁許では帰村しませんでした。

そして、永禄3年（1560）11月21日、西宮の横領をとどめて芦屋庄の利用権を認める判決を下した本資料によって、芦屋庄の百姓たちはようやく帰村しました。この事件は、「亡所五年」「五年亡庄」として後世に伝えられています。

この永禄3年の三好長康山論裁許状は、三好長慶の家臣であった松永弾正久秀の斡旋により、西宮が横領した山をすべて芦屋庄にかえし、元通りに山野の利用権を認めたものであり、打出村庄屋の吉田家に伝えられていたものです。

その後もたびたび山論は起こりましたが、寛延3年（1750）に発給された裁許状によって、芦屋庄が全面的に勝訴することとなります。

以上のような歴史的背景を踏まえ、また、戦災・災害で多くの史料を失った芦屋にあって、本資料は、中世末の地域の歴史的特性を裏付ける大変貴重な史料といえます。

#### 1) 本庄

三条村・津知村（現・芦屋市）、青木村・深江村・森村・中野村・小路村・北畑村・田辺村（現・神戸市東灘区）

#### 2) 西宮社家領

西宮町・広田村・中村・越水村・越木岩新田・上ヶ原新田（現・西宮市）

#### 3) 逃散（ちょうさん）

農民が一斉に耕作を放棄して村を離れるという抵抗手段の一つで、中世から近世にかけて行われました。



